

指定管理者の管理運営に対する評価シート

所管局・部・課	都市ブランド創造局スポーツ部スポーツ振興課
評価対象期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

1 指定概要

指定管理施設	名 称	北九州市民球場・三萩野野球場	施設類型	目的・機能
	所 在 地	北九州市小倉北区三萩野二丁目10-1	I	②
	設置目的	スポーツの普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活を形成に資する		
利用料金制の状況		非利用料金制 ・ 一部利用料金制 ・ 完全利用料金制		
指定管理者	名 称	北九州野球株式会社		
	所 在 地	北九州市小倉北区三萩野二丁目10-1		
指定管理業務の内容		1 管理運営に関する業務 ・ 受付、使用許可に関する業務（利用調整、許可に係る業務） ・ 清掃、警備、建物等保守点検業務 2 その他管理運営業務 ・ 事業計画書及び収支計画書の提出 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 地域や類似施設との連携に関する業務 3 利用促進に関する業務 ・ イベントや広報活動等による利用促進など 4 自主事業 ・ 市民のスポーツ振興に資する事業（スポーツ教室等）等の実施など		
指定期間		令和7年4月1日～令和12年3月31日		

【参考：評価レベル】

評価 レベル	乗 率		評価レベルの考え方
5	100%	良 い	要求水準・目標・計画を大幅に上回り、特に優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	要求水準・目標・計画を上回り、優れた管理運営がなされている
3	60%	普 通	要求水準・目標・計画を満たしており、適正に管理運営がなされている
2	40%	↓	要求水準・目標・計画を下回る管理運営がなされている
1	20%		要求水準・目標・計画を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

2 評価結果

評価項目	指定管理者 の自己評価	市（所管局） の評価	市（所管局）の評価理由 ※指定管理者の自己評価との 相違理由 など	配点	得点 (評価結果)
	(評価レベル：0～5)			(100点満点)	
1 施設の設置目的の達成（有効性の向上）に関する取組み				50	36
(1) 施設の設置目的の達成	3	3	要求水準は概ね満たすが、プロ野球や高校野球県大会等の大規模大会未開催により目標には届いていない。一方、市民・三萩両球場を教室や練習で併用するなど、有機的な連携は図られている。	35	21
(2) 利用者の満足度	5	5	アンケートで施設満足度 99.4%、職員対応 100.0%と高く、質の高いサービスを提供。大会時の時間外開館や LAN 整備など、柔軟な対応と設備改善で利便性向上に努めている。	15	15
2 効率性の向上等に関する取組み				30	22
(1) 経費の低減等	4	4	施設運営の効率化を図るため、清掃業務の直営化や計画的な消灯を実施し、経費節減において着実な成果を上げている。特に、芝生の管理方法を工夫し、品質を維持しつつ水道光熱費を昨年度から約 500 万円低減させるなど合理的な運営が行われている。また、削減した光熱水費を施設の修繕に充当し、施設の保全につなげている。	20	16
(2) 収入の増加	3	3	公式戦でのキッチンカー誘致や、野球クリニック等の自主事業を積極的に展開し、多角的な収益確保に取り組んでいる	10	6

3 公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み				20	12
(1) 施設の管理運営 (指定管理業務) の実施状況	3	3	プロ野球興行のノウハウを持つ 専門スタッフが、各種講習会を的 確に進行管理ができています。	10	6
(2) 平等利用、安全 対策、危機管理体制 など	3	3	個人情報を適切に管理し、雷探知 機の貸出など安全対策も実施し されている。	10	6
【参考：総合評価ランク】 A：優れていると認められる (80点以上) B：やや優れていると認められる (70点以上80点未満) C：適正であると認められる (60点以上70点未満) D：努力が必要であると認められる (50点以上60点未満) E：かなりの努力が必要であると認められる (50点未満)				合 計	70
				総合評価ランク (A～E)	
				B	

【総合評価】 ※指定管理者の特筆すべき功績及び努力を求める点等を踏まえ、総括的に記入してください。

要求水準は概ね満たしているが、プロ野球公式戦や高校野球県大会など大規模大会が未開催となったことから目標を大きく満たしていない状況である。大会開催などに利用者が影響される施設である特性を踏まえ、現在積極的に行われている自主事業の更なる実施が期待される。また、経費の節減や収入増加に対する取り組みによる管理運営の効率化、安全対策や危機管理体制は、適切に行われており、今後一層の取り組みが望まれる。

【北九州市指定管理の評価に関する検討会議における意見】

適正に評価されている。

今後も、市と指定管理者と協働で、市民サービスのより良い向上に向けて連携していただきたい。

<参考> 現指定期間中の評価結果

区 分	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)	平 均
評価結果 (合計得点)	70	—	—	—	—	70

※高評価のインセンティブ（更新制）について

- ▶ 1～3年目の平均点が75点以上の指定管理者（指定期間5年間の事業者に限る）について、1期に限り指定の更新（+5年間）を認めるもの。

※低評価のペナルティ（次期選定時の減点）について

- ▶ 最終年度を除く全指定期間中の平均点が59点以下の指定管理者について、同指定管理施設の次期選定時の審査において減点（総合得点から10点または15点をマイナス）するもの。